

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 (公開草案)」に対する意見

当会は、日本内部監査協会内に設置された、C I A (Certified Internal Auditor - 公認内部監査人) 資格を持つ有志の勉強会であり、民間企業の内部監査部門等、いわゆる日本版S O X法対応の実務家を中心とした会員で構成されています。

本意見書は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業等の実務家から見て、より判り易く、また社会的コストの低減に繋がる有効な内部統制制度の構築に寄与できるものになることを目的としています。

なお、本意見書の執筆は、日本内部監査協会 C I Aフォーラム ガバナンス研究会 J-SOX分科会会員の内、以下の会員が担当しました。

松元 雅美、歳納 太郎、政川 忠志、大石 英樹、矢島 博之、本多 議、雑賀 吉人、梶原 慎二、
山本 邦博、辻 英夫、高瀬 浩幸、藤原 潤子、竹内 総夫、岩間 孝三、中村 正樹

1. 公開草案に対する総論意見

(1) 実施基準の理解を助けるためのフロー図等の追加について

【意見内容】

第14回内部統制部会配付資料には、「資料2」として、「財務報告に係る内部統制構築のプロセス」、「財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ」、「業務プロセスに係る内部統制制度の不備の検討」としてフロー図が添付されており、大変判り易い。実施基準にこれらのフロー図等を加えて頂きたい。

【理由】

内部統制構築の理解・浸透にあたり、当該フロー図は大変判り易く、有効である。

2. 公開草案の個別項目に対する意見

(1) I Tの利用例について

【意見概要】

I Tの利用例の説明が簡単すぎて誤解を与える恐れがある。

【該当箇所】

I . P . 17 ハ. 統制活動の有効性を確保するためのI Tの利用

「例えば、適切な生産管理システムを開発し、その中に棚卸の検証プログラムを組み込んでおき、製造部門が製造指図書からデータに従って在庫原材料の出庫数量を入力する手続や倉庫係が日々の原材料の在庫データを入力する手続等を業務プロセスに組み込むことにより、瞬時に帳簿在庫と実在庫の

差を把握し、問題の発見に役立てることが考えられる。」

【意見内容】

上記のITの利用例は、システムの説明が簡単過ぎて、あたかも実在庫の棚卸しが不要となるかのような誤解を与える恐れがある。

例えば、倉庫内に重量センサなどを設置し、実データを直接計測できる様にしてあるなど、誤解を与えない事例と差し替えるべきである。

【理由】

実在庫データの根拠として、「倉庫係が日々の原材料の実在庫データを入力する手続」によるとしか記述されていないが、これでは倉庫係のミスや不正を防止できないにも関わらず、あたかもITを利用すれば棚卸しは不要となるような誤解を与える恐れがある。

(2) 重要な欠陥について

【意見概要】

「重要な欠陥」が監査で発見された個別の不備事項に対するものなのか、個別の不備事項を合計したものであるかが判然としないので、明確に記載して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 3 ロ. 重要な欠陥

「内部統制の重要な欠陥とは、内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性があるものをいう。」

【意見内容】

第14回内部統制部会配付資料には、「資料2」として「業務プロセスに係る内部統制制度の不備の検討」としてフロー図があり、当該意見事項についても、明確に「不備が複数存在する場合はこれを合算」と記してある。しかし、公開草案には「資料2」は含まれておらず、本文の記載からは、個別の不備事項に対する評価とも読み取れる。

【理由】

「重要な欠陥」は、内部統制監査の最終評価結果の判定基準であるため、厳格に定義する必要がある。

(3) 金額的重要性について

【意見概要】

「金額的な重要性の判断」は、内部統制の範囲を決める主要な基準であり、より多くの企業に反映できるよう、具体的な基準、または税前利益以外の例も示して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 4 a. 金額的な重要性の判断

【意見内容】

「金額的な重要性は、連結総資産、連結売上高、連結税引前利益等に対する比率で判断する」とあるが、以下の点を考慮して頂きたい。

- ・連結税引前利益の例示はあるが、連結総資産、連結売上高、純資産等に対しての例示も示して頂きたい。

- ・小規模企業等に対する配慮として、「比率」以外の、絶対金額等の指標具体的な基準を示して頂きたい。

【理由】

- ・重要な欠陥の対象となる判断の基準が明確でなく、判断に苦慮する。
- ・「連結税引前利益」のみの例示は、上場企業の相当数が赤字会社若しくは僅少の利益である現状に鑑みると、対象企業にとって判断基準が不明確となる。また、各監査法人側の対応にもバラツキが発生する可能性がある。例として、唯一基準値が示されるような指標としての妥当性に疑問がある。
- ・「金額的重要性は、…比率で判断する。」と記載されているが企業規模が考慮されておらず、規模の小さい企業や新規上場企業などには必ずしもマッチしない。

(注)の例えで、「5%」の記載があるがこの背景は監査リスクの許容範囲からきているものと思われる。会計監査の様に定量的にリスクが計れるのと違い内部統制の不備の評価は概算となり捕らえ方によっては範囲が広がる。特に規模が小さくなれば金額的に小さいリスクも対象範囲となる、また、このような「財務報告の信頼性」に係る小さなリスクを評価するあまり、その他の重要な内部統制の目的が軽視される恐れがある。

(4) 委託業務の評価範囲について

【意見概要】

委託業務・業務評価の範囲について、具体的な基準または例を示して頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 6 イ. 委託業務の評価の範囲

【意見内容】

- ・「外部の専門会社」の「外部」とは、企業集団の外部と思われるので、「外部の専門会社」の文言に対して、その旨を明記して頂きたい。
- ・経営者が委託業務先の選定基準を設ければ、「外部の専門会社」として認定されることを、追記して頂きたい。
- ・「委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合」という評価範囲であるが、例えば「勘定系システムの開発・運用委託先は必須」等の具体例を、明記して頂きたい。

【理由】

- ・企業集団内の子会社に経理・IT業務を委託する事例が多いため、混乱を避けるために「外部の専門会社」の定義を明記することが望まれる。
- ・監査人との協議を否定するものではないが、余りにフリーハンドの部分が多いと、監査人のレベルによって、求めるものが大きく相違して、徒に混乱を招きやすい。

(5) 委託業務の評価方法について

【意見概要】

委託業務の評価について、評価様式の統一、評価権限の付与、評価手法の追加を考慮して頂きたい

【該当箇所】

Ⅱ. P. 6 ロ. 委託業務にかかる内部統制の評価

「経営者は、委託業務に係る内部統制について、当該委託会社が実施している内部統制の整備及び運用状況を把握し、適切に評価しなければならない。その際には、以下の手続のいずれかにより内部統制の有効性を評価することも考えられる。」

【意見内容】

・ 重要な委託先（IT系など）は、複数の委託元から業務を受託しているケースが多く、複数の委託元からの「サンプリングによる検証」を受けることは、不可能に近い。よって、「委託業務に関連する内部統制の評価結果を記載した報告書等」を使用するケースが多くなると予想されるが、統一した様式等が必要であると思慮する。

・ 委託業務は、委託契約に監査条項がないと監査できない場合が多い。契約に監査条項がなくても、委託業務が、重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、政令・省令等の規定に基づき、委託先の業務に係る内部統制の有効性を評価できることを明確にするために、P. 6 ロ. を以下のように修正して頂きたい。

「経営者は、委託業務について、当該業務が、重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、当該委託会社が実施している内部統制の有効性を評価することができる。」

・ 「サンプリングによる検証」、「委託会社の評価結果の利用」以外の評価方法として、委託会社へのアンケート、ヒアリング、実査等を追記して頂きたい。

【理由】

- ・ IT系など一般的に業務委託が多いものについては、評価様式を統一した方が社会的コストを低減できる。
- ・ 業務委託契約に監査条項が無く、委託先の委託業務に係る内部統制を評価できない場合がある。
- ・ 評価方法が限定的。

（6）全社的な観点で評価すべき決算・財務報告プロセスの範囲について

【意見概要】

全社的な観点で評価すべき決算・財務報告プロセスについて、範囲を明示して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 7 ○業務プロセスに係る評価の方法

【意見内容】

・ (注) のような具体的な決算・財務報告プロセスについては、すべての事業拠点（子会社等を含む）において、本社と同様な評価手法により評価しなければならないのか、または本社における連結決算作業プロセスについて、すべての事業拠点からの計数を取り込む「網羅性」達成等の統制手段の評価をすればよいのか、明確でないので、具体的な業務範囲を明示して頂きたい。

・ (注) の例が、すべての事業拠点からの計数を取り込む「網羅性」達成等の手続を意味するのであれば、より判り易くするために、(注) を以下のように変更して頂きたい。「(注) すべての事業拠点について全社的な観点で評価することが適切な決算・財務報告プロセスには、例えば、以下のような手続が含まれる。」（下線部を追加する）

【理由】

・ すべての事業拠点の個別決算業務を評価の対象とすると、文書化・評価業務の負荷が著しく増大し、現実的でない。

・ (注) の前段の文章では、「主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセス」と「すべての事業拠点について全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの」とが区別されているにもかかわらず、(注) では、単に決算・財務報告プロセスの手続と表現されており、念のため、分かりやすく表現することが望まれる。

(7) 重要性の「僅少」について

【意見概要】

評価範囲決定の基準である重要性の「僅少」について、具体的な例示・基準等を示して頂きたい。

【該当箇所】

- Ⅱ. P. 7 (2) 評価の範囲の決定、Ⅱ. P. 8 ○ 業務プロセスに係る評価の範囲の決定、
Ⅱ. P. 8 ② 評価対象とする業務プロセスの識別

【意見内容】

以下の3点の重要性の「僅少」(下線部)について、具体的に例示、基準等を示して頂きたい。

- ① 全社的な内部統制の評価範囲は、原則として、すべての事業拠点であるが、P. 7に「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。」と記載されている。
- ② 業務プロセスに係る評価の範囲の決定について、P. 8に「ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。」と記載されている。
- ③ 評価対象とする業務プロセスの識別について、P. 8に「ただし、例えば、当該重要な事業拠点が行う重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスについては、それらを実評価対象としないことができる。」と記載されている。

【理由】

重要性の「僅少」についての基準が明確でなく、判断に苦慮する。評価範囲を決めるための重要な指標であり、明確な基準または例示を示して頂きたい。

(8) 重要な拠点選定の基準について

【意見概要】

連結ベース売上高等の割合を算定する方法について、より具体的に記載して頂きたい。また、例示ではなく基準を示して頂きたい。

【該当箇所】

- Ⅱ. P. 8 ① 重要な事業拠点の選定

【意見内容】

- ・「連結ベースの売上高等の一定割合に達する」ことを算定する場合に、分母及び分子にどの数字を使用するのか必ずしも明らかではないので、より具体的に選択肢なども含めて記載して頂きたい。
 - ・「2/3」とは、連結消去後の売上高ベースと思われるが、製造業における生産拠点等を考慮すると、消去前の売上高を考慮すべきか、また、資産等、売上高以外の基準も考慮すべきか等の基準も示して頂きたい。
 - ・経営者は、全社的な内部統制の評価の結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲である「重要な事業拠点」を決定することになっているが、評価結果について、「良好」、「有効でない」、「有効である」、「特に有効である」と複数の表現が用いられている。
- 一方、重要な事業拠点の選定基準として、一定割合が数値(2/3)で示されているのは、「良好」のみである。
- 「良好」と「有効」は同じことなのか、違うことなのかを明確にして頂きたい。
- また、「良好」以外の場合(「有効でない」、「有効である」、「特に有効である」)の、重要な事業拠点の

選定基準を明示して頂きたい。

【理由】

- ・「連結ベースの売上高等の一定割合に達する」ことを算定する場合に、分母及び分子にどの数字を使用するのかが必ずしも明らかではない。分母となる連結ベース売上高に対応する各事業拠点（子会社等含む）の売上高は外部売上高だと思われるが、企業集団内の取引形態によっては（販売子会社への100%売上など）不適切なケースも考えられるので、それ以外の選択肢も含めて明記することが望まれる。
- ・現在の例示されている売上高2/3を目安にすると、製造業の生産拠点等は大規模な生産拠点であっても、販売会社等への内部売上が中心の場合、対象拠点に選定されない為、明確な基準を示して欲しい。
- ・業務プロセスの評価範囲である「重要な事業拠点」が不明確であるため、結局、ほぼ全ての業務プロセスが評価範囲になってしまうのではないかと危惧がある。

(9) 監査人との協議について

【意見概要】

評価範囲について、経営者と監査人とで意見が異なった場合の協議結果の取り扱いを具体的に示して欲しい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 10 ○監査人との協議

【意見内容】

評価範囲について、経営者と監査人とで意見が異なった場合、協議の必要性については理解できるが、最終的な決定は監査人となるのか、例えば両論併記は許されるのか等、具体的に示して頂きたい。

【理由】

経営者が内部統制の評価範囲を決定することは日本版SOX法の根幹部分であるが、監査人によって判断が異なる可能性があり、大きな混乱に発展することが心配される。

(10) 評価要員の能力要件について

【意見概要】

経営者を補助して評価を実施する要員の、評価に必要な能力を、具体的な資格等を例示することにより、明確にして頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 11 ①内部統制の評価体制

【意見内容】

経営者を補助して評価を実施する要員の、評価に必要な能力を、具体的な資格を例示することにより、明確にして頂きたい。

P. 11 ①内部統制の評価体制の12行目以降を次のとおり変更して頂きたい。

「…適切な判断力を有することが必要である。例えば、公認内部監査人や内部監査士等の内部監査の公的資格を有することが望ましい。」（下線部を追加する）

【理由】

評価に必要な資格を例示することにより、能力要件を明確にする

(11) 内部統制の評価体制について

【意見概要】

経営者の指揮下で評価を行う部署や機関の例示として「経理部」が挙げられているが、独立性の観点から、内部監査部と同列に扱うのは適当でない。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 11 ①内部統制の評価体制 の2段落目「ただし」以下

「ただし、経営者がすべての評価作業を全て実施することは困難であり、経営者の指揮下で経営者を補助して評価を行う責任者を指定するほか、通常、経営者の指揮下で評価を行う部署や機関を設置することが考えられるが、例えば、自らの業務を評価することとならない範囲において、経理部、内部監査部など既設の部署を活用することも考えられる。」

【意見内容】

「経営者がすべての評価作業を全て実施することは困難であり、経営者の指揮下で経営者を補助して評価を行う責任者を指定するほか、通常、経営者の指揮下で評価を行う部署や機関を設置することが考えられる」という論理展開は理解できるが、例示として挙げられた「経理部」は適切ではないので削除して頂きたい。

【理由】

独立性の観点から、「内部監査部」と同列に扱うのは疑問である。

(12) 内部統制の評価体制について

【意見概要】

評価実施要員の独立性の要件を、より明確にすべきである。独立性の要件としては、企業の負荷を考慮して、必要最低限の独立性を保つことを前提に設定して頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 11 ①内部統制の評価体制

「ただし、経営者がすべての評価作業を全て実施することは困難であり、経営者の指揮下で経営者を補助して評価を行う責任者を指定するほか、通常、経営者の指揮下で評価を行う部署や機関を設置することが考えられるが、例えば、自らの業務を評価することとならない範囲において、経理部、内部監査部など既設の部署を活用することも考えられる。」

【意見内容】

公開草案では、評価実施要員の独立性の要件の例示として、「自らの業務を評価することとならない範囲において、経理部、内部監査部など既設の部署を活用」とあるが、例えば、経理部内に、①決算報告に係る実務を行う部署と、②その他の定常的な会計処理を行う部署、とがある場合に、決算報告業務に係る内部統制の評価を上記②の部署が行い、その他の定常的な会計処理に係る内部統制の評価を上記①の部署が行うことは、可能であるかどうか判断できない。

「自らの業務」の「自ら」を最も狭義に解釈すれば、業務実施者個人を指すが、本人が所属する部署の直属の長（係長、課長）が所管する部署を指す、あるいは部門そのものを指すということも考えられる。

企業側の対応が円滑・有効に実施できるよう、評価要員の独立性の要件をより明確に示して頂きたい。

【理由】

定常業務を最低限の人員で実施している企業の状況において、新たに要請された経営者による内部統制の評価に必要な要員の手配に、各企業とも苦慮している。このような状況に鑑みると、自己点検とまらないような最低限の独立性は保ちつつも、評価対象業務に対する基本的な理解を持った、部門内の人員を評価要員として活用することは、内部統制に対する理解を深めると同時に、評価者育成・配置・活用の観点から効率的である。独立性に留意すれば、業務に対する理解の深さから、より有効な評価が期待できる。

(13) 全社的な内部統制の評価方法について

【意見概要】

全社的な内部統制の評価方法の記述が少ない。業務プロセスの評価方法と同等程度に記述して頂きたい。その際、整備状況と運用状況に分けて評価方法を述べて頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 12 ②全社的な内部統制の評価方法

「全社的な内部統制を評価するときは、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問や記録の検証などの手続を実施する。」

【意見内容】

全社的な内部統制の評価方法の記述は上記の2行のみである。業務プロセスの評価と同等程度に、かつ「整備状況」と「運用状況」に分けて評価方法を示して頂きたい。

【理由】

内部統制の評価は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価を行うことになっているにも係らず、重要な位置付けである全社的な内部統制の評価に対する記述の比重が低すぎる。

(14) 全社的な内部統制の評価項目（参考1）について

【意見概要】

全社的な内部統制の評価項目（参考1）は不適切で混乱を招くため、変更して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 12 3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法、P. 28（参考1）財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例

【意見内容】

P. 12に「企業の置かれた環境や事業の特性等によって様々であり、企業ごとに適した内部統制を整備及び運用することが求められる…」と記述しているが、その一方で、P. 28の（参考1）の例を挙げた理由が理解できない。

（参考1）は不適切で混乱を招くため、日本的経営に合った、財務報告に焦点を当てた評価項目の例を示した方がよいと考えるので、検討して頂きたい。

【理由】

参考1は、米国SOX法適用会社で行ったCOSOベースの全社的な内部統制の質問項目であり、財務報告に係る内部統制に焦点を充てた日本版SOX法への適用例としては適切でない。

「ただし、必ずしも参考1の例によらない場合…」との記述もあるが、（参考1）の例さえやっておけば良いという短絡的な理解を招く恐れがある。監査法人側も同様である。

COSOの要素毎の質問は、財務報告に係る内部統制というより、コーポレートガバナンスの要素も含めた広範な質問項目となっている。

(15) 全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制の関係について

【意見概要】

全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制の関係を、もう少し具体的に記述して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 13 ○ 企業の業務の性質等によるバランスの相違

【意見内容】

P. 12に全社的な内部統制の評価と業務プロセスの評価の関係が述べられている。趣旨は理解できるが、具体的にどうすべきかが理解できない。

P. 28の(参考1)を元にして、ある事項が不備なとき、業務プロセスのどこに影響があるのかを事例で示して頂きたい。

【理由】

全社的な内部統制と業務プロセスとの関係が一件ごとにははっきりしていると、経営者による重要性の判断基準等の設定がしやすいと思われる。

(16) ITのアクセス制限に係る内部統制に不備について

【意見概要】

重要な欠陥となる全社的な内部統制の不備の記述の内、ITのアクセス統制に関する不備は対象範囲が広すぎるので、もっと限定した記述にして頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 22 ハ. 全社的な内部統制に不備がある場合

「d. ITのアクセス制限に係る内部統制に不備があり、それが改善されずに放置されている。」

【意見内容】

内部統制の重要な欠陥となる全社的な内部統制の不備の例として、上記が挙げられているが、対象となる範囲が広過ぎるので、例えば「財務報告に係るITシステムに対するアクセス制限…」の様に、もっと限定した記述にして頂きたい。

【理由】

「ITのアクセス制限」といっても、直接財務諸表に影響を及ぼす重大なものから、社員のパソコンのセキュリティレベルといった軽微なものまで様々である。

それを一括して、ITのアクセス制限に係る内部統制の不備は全て重要な欠陥に相当するというのは乱暴な議論である。

(17) 内部統制の整備上の有効性の評価について

【意見概要】

「合理的なレベル」を具体的に示して頂きたい。

【該当箇所】

II. P. 23 イ. 内部統制の整備上の有効性の評価

「内部統制が有効に整備されているか評価する場合には、内部統制が財務諸表の勘定科目、注記及び

開示項目に虚偽記載が発生するリスクを合理的なレベルまで低減するものとなっているか確認する。」

【意見内容】

「合理的なレベル」という表現は、各企業の業種・規模または経営者の判断等によって捉え方が異なり曖昧である。ある程度の共通認識が持てるように、数値による明確な基準や事例を使用して、具体的に示して頂きたい。

【理由】

「合理的なレベル」は曖昧な表現であり、監査人との協議を経て決定したとしても、監査人によって、求めるものが大きく相違することにより、徒に混乱を招きやすい。具体的な基準を示すべきである。

(18) 内部統制の記録について

【意見概要】

内部統制の記録及び保存について、一部の説明について解釈の範囲が定まらないため、具体的に記載して頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 26 ①内部統制の記録

「二. 各業務プロセスにおいて重要な虚偽表示が発生するリスクとそれを低減する内部統制の内容(実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性との関係を含む。また、ITを利用した内部統制の内容を含む。)

ホ. 上記二. に係る内部統制の整備及び運用の状況」

【意見内容】

内部統制の整備及び運用の状況の保存は、全般的に必要であり、上記二. に限られていないと考えるが、具体的にどのような記録を示すのかが判るような、具体例を記載して頂きたい。

【理由】

「上記二. に係る内部統制の整備及び運用の状況」は、具体的な内容が判然しないため、解釈に悩む。

(19) 全社的な内部統制の評価の評価結果について

【意見概要】

重要な事業拠点の選定基準となる全社的な内部統制の評価の評価結果(「良好」、「有効でない」、「有効である」、「特に有効である」)の具体的な基準を示して頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. 2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲 (2) 評価の範囲の決定 P. 7 1行目、P. 8 ①重要な拠点の選定 (注2)

Ⅱ. 3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法 (2) 全社的な内部統制の評価 ③全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制 P. 13 16行目～22行目

【意見内容】

経営者は、全社的な内部統制の評価の結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲である「重要な事業拠点」を決定することになっているが、評価結果について、「良好」、「有効でない」、「有効である」、「特に有効である」と複数の表現が用いられている。

「良好」と「有効」は同じことなのか、違うことなのかを明確にして頂きたい。

また、「良好」、「有効でない」、「有効である」、「特に有効である」の関係と各々の具体的な基準を示して頂きたい。

【理由】

実施基準案は、全社的な内部統制の評価の結果によって、全般的な内部統制の評価頻度や業務プロセスの評価範囲が軽減できるように配慮されている。ただし、全社的な内部統制の評価結果の判断基準が明確でないと、結局、全般的な内部統制の評価頻度や業務プロセスの評価範囲が軽減されないのではなかと危惧する。

(20) 他の監査人等の利用について

【意見概要】

「Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」で記載された内部統制の評価の方法等については、「Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査」にて明記することによって、監査人がこれらの方法等を利用できることを明確にして頂きたい。

監査人が利用できる「他の監査人等の利用」について、その利用が可能となる「基準」を定めた上で、本実施基準に明記頂きたい。

【該当箇所】

Ⅱ. P. 6 b. 委託会社の評価結果の利用、P. 11 ①内部統制の評価体制

Ⅲ. P. 21 (6) 他の監査人等の利用

【意見内容】

Ⅱ. P. 6にて、経営者は委託業務の評価に関して、委託会社の内部統制の評価結果を委託業務の評価の代替手段として利用できること、また、Ⅱ. P. 11にて、経営者は自己点検であっても、その実施結果に対して独立したモニタリングを適切に実施することにより、内部統制の評価における判断の基礎として自己点検を利用できることがそれぞれ記載されているが、経営者の評価にかかるこれらの方法等については、監査人による評価の際にも、「一定のスクリーニング」を経た上で利用することが可能であることを明示して頂きたい。

また、この「一定のスクリーニング」の基準については、例示列举も含めて出来るだけこれを公表し、今後、内部監査人、委託先を含む各評価主体が、その基準を達成して、監査人の用に供することによって、会社あるいは社会全体として効率的な監査体制が構築できるようなインセンティブを与えるべきである。

【理由】

今回の制度設計に当たっては、トータルの社会的コスト軽減、ダイレクトレポート不採用の趣旨貫徹、及び監査人の負担軽減を考慮することが極めて重要である。

この観点から、「Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」では、経営者の内部統制評価に当たって利用できるものが例示されているが、これを監査人も利用できることを、本実施基準に明記しておくことは、監査人が今後それぞれの基準を作成していくに当たって極めて重要と考えるため。

また、中期的に有効かつ効率的な監査体制が構築できるよう、「他の監査人等の利用」に当たって、それらの「信頼性の程度」「適切である」ための基準を公表することは、それに向かって関係各社の体制整備を促すこととなり、もってトータルの社会的コスト軽減につながると考えられるため。

以上